

○小田原市情報公開条例（抜粋）

平成14年12月25日条例第32号

改正

平成16年12月24日条例第25号

平成19年9月26日条例第29号

小田原市情報公開条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 公文書の公開（第6条～第16条）
- 第3章 異議申立て（第17条～第23条）
- 第4章 会議の公開（第24条）
- 第5章 情報公開の総合的な推進（第25条～第28条）
- 第6章 雑則（第29条～第31条）
- 第7章 罰則（第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重して、公文書の公開を請求する権利及び総合的な情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民と情報を共有し、市政への市民参加を促進することで、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関等をいう。

- (1) 議会
- (2) 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (3) 小田原市土地開発公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（小田原市土地開発公社にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、

磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。) であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 図書館その他の市の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (3) 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、市長（議会にあっては議長、小田原市土地開発公社にあっては理事長）が定めるもの
(この条例の解釈及び運用)

第3条 この条例における解釈及び運用の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 市の保有する情報の公開を請求する市民の権利が十分に尊重されるようにすること。
- (2) 他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をすること。
- (3) 市の保有する情報は、公開を原則とし、非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめること。
- (4) 市の保有する情報は、積極的に提供するよう努めること。
- (5) 市民にとってわかりやすく、利用しやすい制度とすること。

2 小田原市土地開発公社に係る前項の規定の適用については、同項中「市の」とあるのは、「小田原市土地開発公社の」とする。

(実施機関の責務)

第4条 実施機関及びその職員が公文書の公開の請求に係る事務に従事する場合は、この条例の目的に即し、公正かつ誠実にその事務を遂行しなければならない。

(利用者の責務)

第5条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開を請求できるもの)

第6条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文

書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第7条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、当該公開請求に係る公文書を保有している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を提出してしなければならない。ただし、実施機関が別に定めるところにより当該公開請求書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

(1) 公開請求をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第8条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに小田原市土地開発公社の役員及

び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれのある場合にあつては、当該部分を除く。

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び小田原市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 市の機関及び小田原市土地開発公社(以下「市等」という。)並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「国等」という。)の内部又は相互間における審議、検討、協議又は調査研究に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 市等又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市等又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

エ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は小田原市土地開発公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 法令等の規定又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第2項及び第3項の規定による基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

(部分公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、その旨を小田原市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日の翌日から起算して10日以内に、当該公開請求に係る公文書の公開をする旨又はしない旨の決定（前条第1項の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を実施機関が保有していないときを含む。以下「諾否決定」という。）をしなければならない。ただし、第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により諾否決定をしたときは、公開請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を公開請求のあった日の翌日から起算して30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

4 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求のあった日の翌日から起算して30日以内にそのすべてについて諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に諾否決定をし、残りの公文書については相当の期間内に諾否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について諾否決定をする期限

5 この条に規定する期間の計算に当たっては、小田原市の休日を定める条例（平成元年小田原市条例第23号）第2条に規定する市の休日は、算入しないものとする。

（理由の提示等）

第12条 実施機関は、前条第1項の規定により、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないとき（第10条第1項の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を実施機関が保有していないときを含む。）は、その理由を併せて書面により通知しなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る公文書が、当該公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第13条 公開請求に係る公文書に市等、国等及び公開請求者以外のもの（以下この条、第18条及び第19条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、諾否決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の内容その他市長（議会にあっては議長、小田原市土地開発公社にあっては理事長）が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、

当該情報が第8条第1号ウ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の内容その他市長（議会にあっては議長、小田原市土地開発公社にあっては理事長）が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第14条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、公文書の公開をしなければならない。

- 2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付その他電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して市長（議会にあっては議長、小田原市土地開発公社にあっては理事長）が定める方法により行うものとする。
- 3 前項の閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しにより、これを行うことができる。

（他の法令等による公開の実施との調整）

第15条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第2項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令又は他の条例の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用負担）

第16条 この条例による公文書の公開に係る手数料は、徴収しないものとする。ただし、公文書の

写しの交付（当該公文書が電磁的記録である場合にあっては、写しの交付その他これに準ずる方法として市長（議会にあっては議長、小田原市土地開発公社にあっては理事長）が定める方法を含む。）を受けるときは、市長（小田原市土地開発公社にあっては、理事長）が特に認める場合を除き、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 異議申立て

（審査会への諮問）

第17条 諾否決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てがあったときは、当該異議申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。

- （1） 異議申立てが不適法であり、却下するとき。
- （2） 異議申立てに対する決定で、当該異議申立てに係る諾否決定（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該諾否決定について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、同項の異議申立てに対する決定をしなければならない。

（諮問した旨の通知）

第18条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- （1） 異議申立人及び参加人
- （2） 公開請求者（公開請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）
- （3） 当該異議申立てに係る諾否決定について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続）

第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- （1） 公開決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定
- （2） 異議申立てに係る諾否決定を変更し、当該諾否決定に係る公文書を公開する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の調査権限等）

第20条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諾否決定に係る公文書の提

示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諾否決定に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、異議申立てに係る事件に関し、異議申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「異議申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めると、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（意見の陳述等）

第21条 審査会は、異議申立人等から申出があったときは、当該異議申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 前項の場合においては、異議申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 3 異議申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 4 審査会は、前項の規定により、異議申立人等から意見書又は資料が提出されたときは、異議申立人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するものとする。

（提出資料等の閲覧等）

第22条 異議申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。
- 3 第1項の規定による意見書又は資料の写しの交付に要する費用は、これらの写しを求めるものの負担とする。

(答申書の送付等)

第23条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを異議申立人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

第4章 会議の公開

第24条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるもの(以下「審議会等」という。)の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等により特別の定めがあるとき。
- (2) 非公開情報について審議、審査、調査等をするとき。
- (3) 公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等が全部又は一部を公開しないこととしたとき。

第5章 情報公開の総合的な推進

(公開請求をしようとするものに対する情報の提供)

第25条 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第26条 実施機関は、市政に関する情報を市民が容易に得られるようにするため、その保有する情報を積極的かつ的確に提供するよう努めなければならない。

2 実施機関は、市政に関する情報を市民に的確に提供できるよう、情報の提供及び公表に係る施策の充実に努めなければならない。

(情報公開の総合的な推進)

第27条 実施機関は、公文書の公開手続等の迅速化その他この条例に基づく情報の公開に関する制度の公正かつ円滑な運営を図るため、積極的にその改善に取り組み、情報の公開の総合的な推進に努めなければならない。

(出資団体等の情報公開)

第28条 市が出資その他財政上の援助を行う団体(小田原市土地開発公社を除く。以下「出資団体等」という。)は、当該出資その他財政上の援助の公共性にかんがみ、情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関(小田原市土地開発公社を除く。以下この条において同じ。)は、出資団体等の情報

の公開が推進されるよう必要な施策を講じなければならない。

- 3 出資団体等で実施機関が指定するもの（以下「指定団体」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書、図画及び電磁的記録の公開について、公開の申出の手続、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときの手続その他必要な事項を定めた規程を整備し、当該規程を適正に運用するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、当該指定団体に対し、前項に定める規程の整備、当該規程の適正な運用その他必要な事項の指導を行わなければならない。
- 5 指定団体は、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めることができる。
- 6 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要と認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

第6章 雑則

（公文書の管理等）

第29条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めを設け、公文書を適正に管理しなければならない。

- 2 実施機関は、その定めるところにより公文書の目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。
（運用状況の公表）

第30条 市長は、毎年度、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。
（委任）

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長（議会にあっては議長、小田原市土地開発公社にあっては理事長）が定める。

第7章 罰則

第32条 第20条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
（小田原市公文書公開条例の廃止）
- 2 小田原市公文書公開条例（昭和63年小田原市条例第30号）は、廃止する。

(小田原市公文書公開条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際前項の規定による廃止前の小田原市公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第8条の規定により現にされている公文書の公開の請求は、第7条第1項の規定による公開請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項に規定する行政不服審査法の規定により現にされている異議申立ては、第17条第1項の規定による異議申立てとみなす。
- 5 附則第7項の規定による改正前の小田原市附属機関設置条例の規定により設置された小田原市公文書公開審査会の委員として委嘱された者で、この条例の施行の日前にその職を退いているものが、この条例の施行の日以後に、その職にあるときに職務上知ることができた秘密を漏らしたときは、その者を第20条第5項後段の規定に違反して秘密を漏らした者とみなして、第32条の規定を適用する。
- 6 前3項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為でこの条例中にこれに相当する規定があるものは、当該相当する規定によりしたものとみなす。

(小田原市附属機関設置条例の一部改正)

- 7 小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表中「小田原市公文書公開審査会」を「小田原市情報公開審査会」に、「小田原市公文書公開条例（昭和63年小田原市条例第30号）第9条」を「小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）第11条」に改める。

(小田原市手数料条例の一部改正)

- 8 小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。
第17条第15号中「小田原市公文書公開条例（昭和63年小田原市条例第30号）」を「小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）」に改める。

附 則（平成16年12月24日条例第25号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月26日条例第29号抄）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。